

## 介護保険料所得 段階が6段階に

六十五歳以上の人の介護保険料は、サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、世帯の所得に応じて決められています。

盛岡北部事務組合では、この基準になる月額が、三千五百八円から三千八百九十四円に引き上げられました。しかし、所得が低い世帯のために、保険料の所得段階を五段階から

六段階に増やし、よりきめ細やかな対応ができるように配慮されました。利用料についても、負担が軽くなるように工夫されています。

## 地域包括支援 センターを設置

保健師やケアマネージャーなどが中心になって組織する、地域包括支援センターが設置されます。

介護保険や高齢者に対する介護予

防の支援・相談など介護に関することなら、一カ所で何でも相談できる総合的な窓口です。

## がん末期が特定 疾病の対象に

四十歳から六十四歳までの人は、特定疾病が原因で介護が必要になったと認定されたときだけサービスを利用することができず、今回、新たに「がん末期」が加わり十六疾患が特定疾病の対象になりました。

介護保険制度について、詳しくは健康福祉課（☎役場内線一五二）へお問い合わせください。

## 【保険料年額の計算方法】

$$\text{所得段階別保険料年額} = \text{保険料基準月額} 3,894 \text{円} \times \text{割合} \times 12 \text{カ月}$$

## 【所得段階別の保険料年額】

段階	対象者	割合	年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金の受給者で世帯全員が非課税の場合	0.50	23,400円
第2段階	非課税世帯で前年の合計所得額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	0.65	30,400円
第3段階	非課税世帯で、第2段階以外の人	0.75	35,100円
第4段階	本人が非課税で世帯内に課税者がある場合	基準額	46,800円
第5段階	本人が課税で所得金額が200万円未満の人	1.25	58,500円
第6段階	本人が課税で所得金額が200万円以上の人	1.50	70,100円

※これまでの第2段階が2つに分かれ、5段階から6段階に増えました。



## 介護保険料を 納めましょう

介護が必要になったときに、安心してサービスを利用できるように、忘れずに保険料を納めましょう。

Q 保険料を納めないとどうなるの？

A 保険料を納めなかった期間に応じて、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

## 入院している人の

## 食事の負担方法が変わります

4月1日から健康保険法の改正により、入院時の食事の負担が次の表のとおり1日単位から1食単位に変わります。

該当者	変更前	変更後
	1日につき	1食につき
① 一般の人	780円	260円
② 町民税非課税世帯の人	650円	210円
③ ②の人で、所得が一定の基準に満たない70歳以上の人など	300円	100円

詳しくは、住民課③番窓口の国保係（☎役場内線126）へお問い合わせください。

## 特定疾病とは？

▽がん末期▽筋委縮性側索硬化症  
▽後縦靭帯骨化症▽骨折を伴う骨粗鬆症▽多系統委縮症▽初老期における認知症▽脊髄小脳変性症▽脊柱管狭窄症▽早老症▽糖尿病性の神経障害、腎症、網膜症▽脳血管疾患▽パーキンソン病関連疾患▽閉塞性動脈硬化症▽関節リウマチ▽慢性閉塞性肺疾患▽変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う場合）